

金山町立小中学校の未来像検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 金山町立小中学校における将来の教育のあり方に関する事項について協議するため、金山町立小中学校の未来像検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、将来における金山町立学校の教育のあり方に関する事項について協議し、その結果を金山町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学識経験者のうちから教育委員会が指名する者
- (2) 金山町立小中学校の校長
- (3) 金山町立小中学校のPTA会長
- (4) 金山町立小中学校のPTA役員母親代表
- (5) 認定こども園めぐたまの保護者会代表
- (6) 金山町小中学校運営協議会委員代表
- (7) 金山町の区長代表
- (8) 金山町民生委員・児童委員代表

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長は委員長がこれを務める。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

(任期)

第6条 委員の任期は、令和9年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するために、事務局を教育委員会教学課に置く。

2 事務局長は教学課長をもって充てる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は告示の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行後、最初に開催される会議は、第5条の規定にかかわらず、教育長が招集する。